

**令和2年度
補正予算説明資料
(3月31日専決処分)**



大台町

1 補正予算の要旨

今回の補正予算は、三重県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料等負担金に不足が生じたため、所要額を補正するものです。

なお、三重県後期高齢者医療広域連合からの3月31日付け納付通知により予算の不足が判明し、臨時会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法施行令第179条第1項の規定により専決処分を行ったところです。

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

会計名称		予算現計 A	補正額 B	補正後累計 C	増減率 B/A
一般会計		8,262,982	—	8,262,982	—
特別 会計	国民健康保険事業 特別会計	1,257,285	—	1,257,285	—
	介護保険事業 特別会計	1,722,512	—	1,722,512	—
	生活排水処理事業 特別会計	300,802	—	300,802	—
	後期高齢者医療事業 特別会計	337,551	0	337,551	0.0
	小計	3,618,150	0	3,618,150	0.0
企業 会計	水道事業会計	988,101	—	988,101	—
合計		12,869,233	0	12,869,233	0.0

※水道事業会計は、収益的支出と資本的支出の合計を計上しています。

※補正がない会計（補正総額がゼロを除く）は、「—」で表記しています。

3 会計別の主な内容

後期高齢者医療事業特別会計

■歳出

- (1) 総務費【目：徴収費】 △ 188千円
財源調整のため、不用となった電算システム改修業務委託料 188 千円を減額補正します。
- (2) 後期高齢者医療広域連合費【目：後期高齢者医療広域連合費】 188千円
三重県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料等負担金に不足が生じたため、保険料等負担金 188 千円を増額します。